

(案)

平成31年度 静岡県立総合病院 排水中和処理装置等保守点検業務委託契約書

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次の委託契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義・誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 甲は、排水中和処理装置等の保守に関し、第3条の業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託の内容）

第3条 甲が、乙に委託する業務は、排水中和処理装置等の保守に関するものとし、別添「静岡県立総合病院排水中和処理装置等保守業務委託仕様書」のとおりとする。

（申出義務）

第4条 乙は、この契約締結後の事情の変化によりこの委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となるような事情が生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託料及び支払方法）

第5条 甲は、乙に対して委託業務を処理するための費用（以下「委託料」という。）として金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）を支払うものとする。

2 乙は委託業務について甲の行う検収に合格した後に、請求書を提出するものとする。

甲は請求書を受理してから30日以内に委託料を支払うものとする。

3 委託料は下表のとおり分割で支払うものとする。

上半期（4月～9月）業務終了後	下半期（10月～3月）業務終了後
金 円 （うち消費税及び地方消費税額 円）	金 円 （うち消費税及び地方消費税額 円）

（契約の期間）

第6条 この契約の期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

（損害の賠償）

第7条 乙は、次に掲げる一の理由が生じたときには、その損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 第15条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

（業務の報告および検査）

第8条 乙は、各月の業務終了後、報告書を提出し、甲はこれを検査するものとする。

（再委託及び権利義務の譲渡等）

第9条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲の承認を得た場合は業務の一部について再委託できる。

(案)

2 前項により再委託が認められた場合も、委託業務はすべて乙の責任において実施する。

3 乙は、第三者に対してこの契約によって生じる権利・義務を譲渡し又は継承させてはならない。但し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(法令上の責任)

第10条 乙は、乙の従業員に対して雇用主として労働安全衛生法他、その他従業員に対する関係法令上の責任をすべて負い、甲に対して一切の責任及び迷惑等を及ぼしてはならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務実施中に知り得た甲の秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の変更)

第13条 甲又は乙は、委託業務の内容に著しい影響を与える変動があったときは、協議によって契約の一部を変更することができる。

(契約の解除)

第14条 甲は、次に掲げる一の理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、委託契約期間内に契約を履行しないとき若しくは履行の見込みがないと認められるとき（乙の信用が著しく悪化した場合を含む。）。
- (2) 乙が、法令等又はこの契約（仕様書の内容を含む。）に違反したとき。
- (3) 契約後、この契約について乙の不正の事実を発見したとき。
- (4) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (5) この契約締結後の事情変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- (6) 乙が、次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(案)

(委託料の処理)

第15条 第14条の各項によりこの契約が解除された場合の委託料の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって清算する。

(合意管轄)

第16条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第17条 この契約に定めのない事項については、法令に定めるところによるほか、必要な事項については甲、乙協議の上決定する。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡市葵区北安東4丁目27番1号
地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院 院長 田中 一成

(乙)

(案)

別 記

個人情報取扱特記事項

第 1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第 2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第 3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第 5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第 6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第 7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第 8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、一般廃棄物処理業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第 9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(案)

静岡県立総合病院排水中和処理装置等保守業務委託仕様書

第1条 保守対象

1 所在地 静岡市葵区北安東4丁目27番1号

2 対象物

設置場所	装置	数量
既存特高受電室 (下部薬液処理槽)	排水中和処理装置 (本館系統)	1基
先端医学棟	排水中和処理装置 (先端医学棟)	3基
受水槽(西側)	自動塩素滅菌装置 (本館系統)	1基
受水槽(東側)	自動塩素滅菌装置 (先端医学棟)	1基

第2条 保守の内容及び回数

乙は、次表に示すところにより、及び不時の故障に伴う甲の要求により、技術員を派遣し、前記の保守対象物を適宜、点検、調整し、安全かつ良好な運転状態に保つよう保守を行う。

区分	実施回数	保守の内容
排水中和処理装置	1ヶ月に2回	・中和用苛性ソーダ溶液、硫酸溶液の作成 ・pH計の塩化カリウム溶液の補充 ・pH計のpH4、pH7の校正 ・殺菌剤の補充
	1ヶ月に1回	・排水のpH及びBODの分析
	2ヶ月に1回	・排水のノルマルヘキサンの分析
	3ヶ月に1回	・排水のカドミウム、鉛、六価クロム、シアン、ヒ素、全水銀の分析
	1年に1回 (6月に実施)	・pH計電極の交換 ・消耗部品の交換(先端医学棟)
	1年に1回 (3月に実施)	・排水のフッ素、フェノール類、懸濁物質の分析
自動塩素滅菌装置	3ヶ月に1回	・残留塩素測定電極洗浄スパン校正 ・プレフィルター交換 ・薬注ポンプ吐出量調整・分解清掃 ・制御盤内点検

2 上記の基準により、保守点検を行うものとするが、異常が認められた場合は、係員は速やかに報告をし、その対策を講じること。

第3条 費用区分

前条の保守に伴う技術員の派遣に必要な人件費及び出張費等の付帯費用のほか、保守に伴い必要となる消耗品費、投入する薬剤及び水質分析に係る費用等は本契約に含まれるものとする。

第4条 作業日時

1 原則として8時30分から17時00分までとする。

2 作業を実施する30日前までに協議し作業日程を決定する。

3 上記の作業日程については、設備の運転状況により変更することがあるので、作業日の前日に確認すること。

第5条 現場管理

(案)

作業中は、障害、火災その他事故発生を未然に防止することは勿論、労働基準法及び関係法規等を守り、円滑に点検整備を行わなければならない。万一、事故を起こした場合は乙の責任において処理すること。

第6条 委託業務年間実施計画書

乙は契約締結から14日以内に別紙1の様式により委託業務年間実施計画書を作成して、甲に提出し承認を得ること。なお、提出部数は2部とする。

第7条 委託業務実施計画書

乙は業務を実施する30日前までに別紙2の様式により委託業務実施計画書を作成して、甲に提出し承認を得ること。契約締結から30日に満たない期間に業務を実施する場合は、契約締結後速やかに提出すること。なお、提出部数は2部とする。

第8条 委託業務実施結果報告書

乙は業務終了後30日以内に別紙3の様式により委託業務実施結果報告書を作成し、作業内容及び確認された問題箇所等を明瞭にした書類及び作業の概要がわかる写真等を必要に応じて添付して、甲に提出すること。なお、提出部数は2部とする。

第9条 その他

この仕様書に記載のない事項は、関連諸法令による外、甲乙協議して決定する。

(案)

別紙 1

院長	事務部長	次長	管理課長	管財係長	係員	担当

委託業務年間実施計画書

1. 委託業務名

2. 業務工程表

項目	作業内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
備考													

*この用紙に記入し難いときは、概略を記入し、詳細は、適宜、別紙としてかまわない。

上記のとおり年間作業計画を提出します。

平成 年 月 日

受託者

印

(案)

別紙 2

院長	事務部長	次長	管理課長	管財係長	係員	担当

委託業務実施計画書

1. 委託業務名

2. 作業箇所

提出年月日	平成 年 月 日 (曜)	立入り	日前
作業予定年月日 及び作業人員	平成 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分		名
	平成 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分		名
	平成 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分		名
	平成 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分		名
	平成 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分		名
内 容			
影響及び 安全対策			
作業責任者 氏名・連絡先			
本院への 依頼事項			

* 箇所ごとの作業工程等を詳細に記したものを別途添付すること。

上記のとおり作業を行うので申請します。

宛

作業責任者

印

作業責任者の個人印でかまわない。FAXでの送付も可とする。

(案)

別紙3

院長	事務部長	次長	管理課長	管財係長	係員	担当

委託業務実施結果報告書

1. 委託業務名

2. 実施すべき内容

内 容	
-----	--

3. 実施した内容

実施年月日 人員内容	月日	平成 年 月 日 (曜)	時 分 ~ 時 分	名
	実施内容			
	月日	平成 年 月 日 (曜)	時 分 ~ 時 分	名
	実施内容			
	月日	平成 年 月 日 (曜)	時 分 ~ 時 分	名
	実施内容			
	月日	平成 年 月 日 (曜)	時 分 ~ 時 分	名
	実施内容			

*この用紙に記入し難い時は概略を記入し、詳細は適宜別紙としてかまわない。
点検結果等は、別途報告書を添付すること。

上記のとおり委託作業を実施したので、報告します。

平成 年 月 日

受託者

印

契約者の名義で作成し、契約書に押印した印を押印する。